

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

鹿児島県肝属郡肝付町

2 構造改革特別区域の名称

環境共生のまちづくり特区

3 構造改革特別区域の範囲

鹿児島県肝属郡肝付町の全域

4 構造改革特別区域の特性

本町は内之浦町と高山町が平成17年7月1日に合併し誕生した、面積308.12km²、人口18,307人のまちである。本土最南端の大隅半島の南東部に位置し、中央部に国見山系、北部には高隈山系や国見山系を源に発する肝属川の恵みを受けた肝属平野、東部には志布志湾や内之浦湾を含む太平洋の海岸線が続く豊かな自然環境を有している。

こうした多様な地理的特性を活かした特色ある農林水産業が本町の基幹産業であり、農業では、ポンカン等の柑橘類や早期水稻の栽培、黒牛や黒豚の飼育が盛んで県外への出荷も行われている。林業では、スギやヒノキなどの木材の生産が行われており、大断面集成材などの高次加工も行われている。水産業では沿岸漁業を中心に、ブリやカンパチの養殖が盛んで、大隅地域の中核漁業基地として重要な地位を占めている。

このようなことから、本町は合併後のあらたなまちづくりの基本理念を「人と地域の個性が輝く、創造と協働のまちづくり」と定め、合併を機に農林水産業を中心とする産業のさらなる発展による雇用の場の創設・拡充を図ることとしている。

また、町土のうち約80%を山林が占め、なかでも中央部に位置する国見山系は貴重な動植物が生息することから、近年は登山ツアーが行われるようになり、町としても自然と人の共生を目指す観光づくりに取り組んでいる。

しかし、慢性的な財源不足から現在の行政サービスの水準を維持していくことに精一杯であること、人口の減少と高齢化の進行が著しく地域活力の低下や集落機能の低下が懸念されることなどから、地域施策の具体的な推進施策や変動する社会情勢に即応できる体制づくりを模索している状況である。

現在、本町では上記のこうした課題を解決すべく新町のまちづくりの指針となる「第1次肝付町総合振興計画」を策定中であるが、その基本は合併の際に策定した「新しいまちづくり計画」である。この計画において、特に力を入れていく施策を「新まち戦略プロジェクト」として位置づけており、そのひとつ「環境共生のまちづくり」では、本

町の豊富な自然資源を守り、また、それを活用した取り組みとして風力発電等の自然エネルギーの活用を推進することとしている。さらに、分野別基本方針における生活環境の整備においても自然環境の保全の強化と環境に優しい自然エネルギーの導入の推進を目指しているところである。

このような趣旨により、本町は「環境共生のまちづくり特区」を申請することとした。

5 構造改革特別区域計画の意義

風力発電については、平成 15 年 10 月に閣議決定された「エネルギー基本計画」において、エネルギー自給率の向上や地球温暖化対策に資するほか、大規模集中型のエネルギー供給システムが持つ災害等に対するリスク策としても有効である分散型エネルギーシステムの 1 つとして位置づけられている。また、2002 年 6 月に公布された「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」により、電気事業者に対して新エネルギー等を利用して得られる電気の利用が義務づけられ、その推進が図られたこととなった。

鹿児島県内においては、6 つのウインドファーム（ウインドファーム：複数の風力発電装置からなる風力発電所のこと。）が立地するなど良好な風況を活かした風力発電施設が建設され、風力発電による発電量は都道府県別で全国 4 位となっている。

こうした状況の中で、旧高山町においては平成 15 年度に、旧内之浦町においては平成 11 年度に地域新エネルギービジョンを策定し、町施策の基本構想の最上位に位置づけているが、比較的低コストのハイブリッド灯とハイブリッドカーの導入が実現したに過ぎずビジョンの推進はまだ道半ばである。一方、旧高山町における住民アンケートによれば、自然環境に最も優しく、また、町のシンボルにも成りうるという理由から、導入してもらいたい新エネルギーでは風力発電が 50% を占めたが、大規模な設備についてはコスト面の問題で実施できないのが現状であった。

このような中、民間事業者から本町に対し風力発電施設の建設事業計画について提案があり、本町としても計画が有意義であることから全面的な協力を考えたが、事業箇所の全域が国有林野であり、事業規模が約 15ha に及ぶものであることから、構造改革特区制度による「自然エネルギー発電事業」を活用することにより、事業の推進を図ることとしたい。また、旧内之浦町では建設予定地近くの国見平において風量調査を行なながら、その後中断した経緯があったことからも、今回の事業の推進はニーズにかなったものである。さらに、本町では平成 19 年度に高山中学校の大規模改築を予定しているが、その際に、環境を考慮した学校施設であるエコスクールの認定申請を行うことや太陽光発電設備の導入も考えており、町の全体にわたった資源エネルギー施策の推進に大いに役立つものもあるばかりでなく、観光施設としても利用できれば、「自然との共生、活用による『環境共生のまち』形成」の実現へ向けた取り組みも可能となる。

6 構造改革特別区域計画の目標

国見山が存在する肝付山地は肝付町、鹿屋市、錦江町、南大隅町に南北にまたがり、温暖・湿潤な気候を背景に照葉樹林などが生い茂る優れた自然環境を呈しており、本土最南端の山岳地帯である。なかでも、最高峰である甫与志岳（標高976m）を中心とした黒尊岳、国見岳の三岳を結ぶルートの登山が年々盛んになって来ており、町内の他の観光施設とタイアップした形での新たな「自然体験保養型観光による地域振興策」を検討する必要がある。

また、町土の約80%を占める山林の利活用は新町の活性化に向けた目標でもあり、そのうち約66%を占める国有林野については、それを管理する大隅森林管理署と常に連携を図りながら、進めていく必要がある。

このようなことから、本特別区域計画の推進を通して、すでに有している2箇所の水力発電施設と併せ、町全体の資源エネルギー施策の取り組みへのシンボルとともに、教育現場での環境教育の実施などの実現へ向けた取り組みを積極的に行い、環境に優しいまちづくりを広くアピールし、地域活性化を図る。

また、エコロジー産業への着目を契機として、新たなコミュニティ組織（NPO組織等）の構築など地域の自立を促進する人材育成を推進する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 経済的効果

風力発電施設そのものが新たな観光資源になり、観光客の入込数の大幅アップにつながり、特産品の売り上げ、宿泊者数の増加が見込まれる。

また、風力発電所の建設による地元建設事業者を中心に地域経済の活性化に大きく寄与できる。

(2) 社会的効果

・地域振興の活性化

風力発電は、再生可能エネルギーのひとつであり、環境の保全、エネルギーセキュリティの確保、経済成長の維持を同時に実現可能なエネルギー源として注目されている。

その一翼を本町が担えれば、「絵になる風景」として、50kmに及ぶ美しい海岸線と緑深い山に風車がそびえる光景は、新たな地域のシンボルとして町民の町おこしの意識の高揚につながっていくことが期待できる。

・環境教育の推進

これから児童・生徒の教育現場において、環境教育は必須のものであり、学校施設についても環境への負荷の低減に対応した施設づくりが求められており、本事業を

活用することで教育的効果が大きいに期待できる。

また、子どもたちへの教育により地域住民への意識啓発につながる。

・新たな産業の振興

積極的な民間活力の導入を目指しているものの、本町は地理的に辺地にあり、交通体系において中央部からの利便性が低いことから、進出企業はあるがここ数年停滞している状況である。

今回の民間事業者の参加による地域の活性化は、本町にとって新しい形の地域振興のスタイルである。平成18年3月31日には本事業施工箇所の北東部の麓の海岸線に位置する県管理の港湾と町管理の漁港を一体化させた「黒潮かおる漁業の町・肝付のみなと再生計画」が地域再生計画として認定されており、本特区区域と一体化した地域振興は新しい産業の発展が期待できる。

8 特定事業の名称

1009 自然エネルギー発電事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 国見山風力発電事業

本事業は、鹿児島県肝属郡肝付町内の国見山東側にかかる尾根上にて、[REDACTED]の風力発電機を設置の上、発電所の運転・管理を行い、発生した電力を[REDACTED]へ売電するもの。

年間の推定発電量は、[REDACTED]であり、当該設備が稼動し一年を通して予想通りの発電をすると、その発電電力量は、同規模の火力発電平均に比べて、約53,969t、全電源平均に比べても約22,364tのCO₂を削減する事ができ、地球温暖化の抑制に貢献するばかりか、燃料を燃やすことのない風力発電であることにより、酸性雨の原因と考えられているNO₂やSO₂を排出しない。従って、風力という新エネルギーを利用することによる周辺環境に対する影響が少なく、かつ、クリーンなローカルエネルギーを利用した独立電源として、該当地のエネルギーの安全確保にも繋がるばかりでなく、新エネルギー供給力の増加により、CO₂等の削減を通じた地球温暖化防止に貢献できる。

(2) 新観光ルート開発事業

本町は、旧内之浦町と旧高山町が合併した町であるが、両町の中心部は約20km離れており、それぞれ独特な観光資源を有しているものの、一体感の醸成には時間が必要

する。本事業実施区域は両町の中間地点に当たることから、本計画の推進を契機に新たな観光ルートを開発し、観光客の増加を目指す。

(3) コミュニティ組織育成事業

国見山は地域のシンボルであり、本町住民の大きな財産である。このような地域資源の活用にあたっては、住民自らの発案による創意工夫が不可欠であることから、各種コミュニティ組織の構築を働きかけ、人と地域の協働のまちづくりを目指す。

(4) エコスクール推進事業

エネルギー・環境教育に関する意識啓発は、子供の時からの教育が効果的と考えられる。このため、町内にある 13 の小・中学校において自然エネルギーの必要性や省エネルギーの取り組み等を教育内容に反映できるよう検討する。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

1 特定事業の名称

1009 自然エネルギー発電事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

肝付町内において、国有林野 5 ヘクタールを超えて有償による貸付け等を受け、一般電気事業者への売電を目的とし、自ら風力発電施設又は送電線等の施設を設置し、風力発電事業を行う民間の事業者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定の日から

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

[REDACTED]では、地球環境問題への取り組みの一環として新エネルギーの利用拡大を推進しており、風力発電については、電気の品質や安定供給に与える影響を考慮し、毎年一定量を計画的に受付けている。平成18年8月現在の連系実績は、約40万kWである。平成18年度については、本年4月に、①平成19～21年度に受給可能な九州域内の風力発電設備について一般枠50,000kW、研究・教育枠2,000kW連系受付を行うこと、②候補者の選定方法については、一般枠では、抽選による連系優先順位を決定し、系統連系の事前検討を実施後、連系優先順位に従い選定されること等が公表された。本計画による特定事業においては、電力・エネルギー業を行う民間事業者が、この制度を活用し、風力発電を行おうとするものである。

(2) 事業が行われる区域

鹿児島県肝属郡肝付町内の国見山東側にかかる尾根周辺

(3) 事業による実現される行為、施設等

[REDACTED]
[REDACTED]
本特区申請エリアは良好な風況に恵まれており、今後はその恵まれた風況ポテンシャルを活かし、より多くの風力発電の立地を促進することにより、地域振興に活用して、広報活動や教育現場における環境教育等、幅広い取り組みを推進していくたい。

5 当該規制の特例措置の内容

本町では、新まち戦略プロジェクトの「環境共生のまちづくり」において、豊富な自然資源を守り、また、それを活用した取り組みとして風力発電等の自然エネルギーの活用を推進することとしている。

このような中、民間事業者から、本町北西部の国見山尾根沿いの地区は良好な風況に恵まれ、風力発電施設の設置に適していることから、[REDACTED]の平成18年度風力発電系統連係一般募集において当該地区における風力発電事業を計画し、応募を行いたい旨の提案があった。本町としても、その事業化が本町のまちづくり計画の方向性とも合致することから、これを受け入れる方向で検討していたところ、その後、当該民間事業者から[REDACTED]の一般応募において候補者に選定された旨報告があり、上記地区での風力発電事業の実施についてその実現の可能性が高いと認め、町としても上記事業に取り組むこととした。

しかし、本事業の立地適地周辺には広範囲に国有林野が存在しており、民間事業者が一般電気事業者への売電を目的として風力発電事業に係る風力発電施設の整備を行う場合、風力発電機（風車）の設置や風車輸送を含めた管理用道路の整備に要する面積に相当する国有林野の貸付け等が必要となる。

このようなことから、当該国有林を所管する大隅森林管理署及び九州森林管理局に対し事業概要説明を行い、構造改革特区制度における自然エネルギー発電事業を活用し、国有林野の機能・目的を妨げない限度において、5ヘクタールを超えて有償による国有林野の貸付け等により、本特区申請エリア内での大規模風力発電事業の具体化を促進することとした。

今後、貸付け又は使用を受ける本事業の対象地については、大隅森林管理署及び九州森林管理局との協議を行いながら対象地及び具体的な事業実施についての調整を行いつつ、国有林野の管理経営上支障がないよう万全の措置を取っていくこととする。また、本事業対象地についてはその一部が保安林の指定を受けていることから、森林法の規定に基づき所要の指定解除手続きを行うなど関係行政機関の指導の下、代替施設の設置等が適切に講じられるよう民間事業者と連携を一層図りながら当該手続き等を行うとともに、環境影響評価調査の実施を含め関係機関との協議を行い、本事業の実施により自然環境若しくは生活環境保全上又は防災上支障がないよう、万全の措置を取っていくこととする。

①売電を行う民間事業者名

[REDACTED]
[REDACTED]

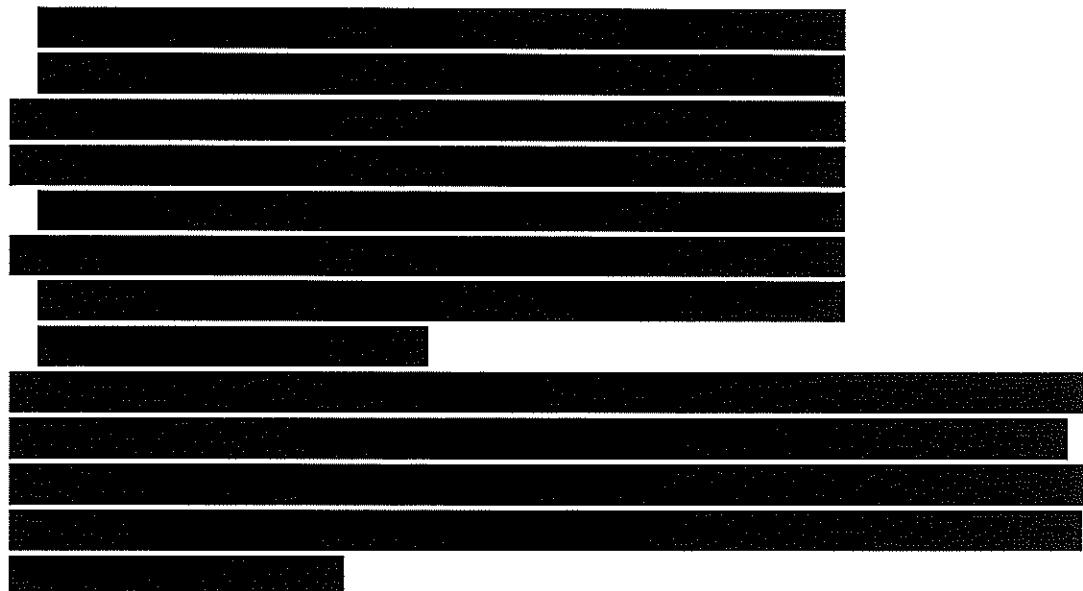
②発電能力

[REDACTED]

③売電供給先の一般電気事業者名

[REDACTED]

④年度ごとの売電供給量（予定）



⑤設置しようとする発電施設、蓄電施設又は送電線等の施設の内容

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

⑥国有林野の貸付け等を受ける面積（予定） 約15ha